

# 独立行政法人国立病院機構宇都宮病院における 売店・食堂の設置・運営事業者の公募

独立行政法人国立病院機構宇都宮病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）における患者サービス及び福利厚生の一環として、売店・食堂の設置・運営事業者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料にかかる見積書（以下「見積書」という。）を封書で封印のうえ、提出願います。

令和元年9月6日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構  
宇都宮病院 院長 沼尾 利郎

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

独立行政法人国立病院機構宇都宮病院における売店・食堂の設置・運営事業

### (2) 運営内容

運営者は、当院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店・食堂の運営の全般を実施する。

### (3) 貸付(運営)期間

令和元年12月1日 ～ 令和5年3月31日（3年4ヶ月間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新は行わない。

※病棟等建替整備に伴う工事の進捗状況により、契約期間の延長または短縮となる場合がある。

## 2. 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、売店・食堂について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については「企画書評価基準」のとおり）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③売店・食堂等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料見積の妥当性

### 3. 手続等

(1) 担当課・係

〒329-1193 栃木県宇都宮市下岡本町2160  
独立行政法人国立病院機構宇都宮病院 事務部 企画課 契約係  
電話028-673-2111（内線127）

(2) 説明書の交付期間等

①交付期間

令和元年9月6日(金)から令和元年10月4日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限等

①登録期限

令和元年10月4日(金)17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和元年10月4日(金)17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

### 4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画書のヒアリング

- ①日時：令和元年10月10日（木）15：00～
  - ②場所：独立行政法人国立病院機構宇都宮病院 会議室
  - ③その他 ・ヒアリング時間は質疑応答を含め30分以内し、ヒアリングの順番は応募申込順とする
- （4）関連情報を入手するための窓口・・・上記「3.（1）」に同じ
  - （5）企画書は5部提出すること
  - （6）詳細は企画説明書による